

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（四国旅客鉄道株式会社における一部特急列車の指定席特急料金改定等に伴う改正）

現 行									改 正								
(前略)									(前略)								
(大人急行料金)									(大人急行料金)								
第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。									第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。								
(1) 特別急行料金									(1) 特別急行料金								
イ 新幹線									イ 新幹線								
(中略)									(中略)								
ロ 新幹線以外の線区									ロ 新幹線以外の線区								
(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金									(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金								
a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金									a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金								
(a) 指定席特急料金									(a) 指定席特急料金								
① ②以外の指定席特急料金									① ②以外の指定席特急料金								
① ②及び③以外の指定席特急料金									① ②及び③以外の指定席特急料金								
次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。									次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。								
営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	600 キロ	601 キロ	営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	600 キロ	601 キロ
地帯	メートルまで	メートル以上	地帯	メートルまで	メートル以上												
料金	円	円	円	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830		1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830
(2) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金									(2) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金								
①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。									①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。								
(3) ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号、特別急行列車カシオペア号及び特別急行列車 TWILIGHT									(3) ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号、特別急行列車カシオペア号、 <u>特別急行列車 TWILIGHT</u>								

現 行	改 正
<p data-bbox="362 204 949 236">EXPRESS 瑞風号に対して適用する指定席特急料金</p> <p data-bbox="394 331 1037 363">(①)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p data-bbox="591 376 667 408">(中略)</p> <p data-bbox="230 421 1115 491">(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p data-bbox="253 504 1115 663">次に定める料金とする。ただし、<u>特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシート</u>に乗車する場合の特別急行料金にあっては、a 又は b に定める指定席特急料金を <u>210 円</u> を加算した額とする。</p> <p data-bbox="591 676 667 708">(中略)</p> <p data-bbox="170 721 864 753">ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金</p> <p data-bbox="230 893 470 925">(イ) 指定席特急料金</p> <p data-bbox="591 938 667 970">(中略)</p> <p data-bbox="159 983 342 1015">(特別車両料金)</p> <p data-bbox="143 1027 869 1059">第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="170 1072 421 1104">(1) 特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="197 1110 555 1142">イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="230 1155 1016 1187">(イ) (甲)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="591 1200 667 1232">(中略)</p> <p data-bbox="230 1244 1003 1276">(フ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="253 1289 604 1321">a b以外の特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="331 1334 672 1366">第1号イの(イ)に定める料金</p> <p data-bbox="253 1378 1115 1410">b 特別急行列車伊予灘ものがたり号<u>及び</u>特別急行列車四国まんなか千</p>	<p data-bbox="1357 204 2107 322">EXPRESS 瑞風号、<u>特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号</u>に対して適用する指定席特急料金</p> <p data-bbox="1388 331 2031 363">(①)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p data-bbox="1585 376 1662 408">(中略)</p> <p data-bbox="1225 421 2110 491">(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p data-bbox="1247 504 2110 622">次に定める料金とする。ただし、<u>別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席</u>に乗車する場合の特別急行料金にあっては、a 又は b に定める指定席特急料金を <u>500 円</u> を加算した額とする。</p> <p data-bbox="1585 676 1662 708">(中略)</p> <p data-bbox="1164 721 1859 753">ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金</p> <p data-bbox="1218 766 2110 884"><u>次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあっては、(イ)に定める指定席特急料金を 500 円を加算した額とする。</u></p> <p data-bbox="1218 896 1464 928">(イ) 指定席特急料金</p> <p data-bbox="1585 941 1662 973">(中略)</p> <p data-bbox="1153 986 1337 1018">(特別車両料金)</p> <p data-bbox="1137 1031 1863 1062">第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1164 1075 1415 1107">(1) 特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="1191 1114 1550 1145">イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="1225 1158 2011 1190">(イ) (甲)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="1585 1203 1662 1235">(中略)</p> <p data-bbox="1225 1248 1998 1279">(フ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="1247 1292 1599 1324">a b以外の特別車両料金(A)</p> <p data-bbox="1326 1337 1666 1369">第1号イの(イ)に定める料金</p> <p data-bbox="1247 1382 2110 1414">b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、<u>特別急行列車四国まんなか千</u></p>

現 行

年ものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100 キロ
地帯	メートルまで
料金	円 <u>1,500</u>

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

	設備定員8人
1室当りの料金	円 <u>28,000</u>

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B)

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(中略)

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由

改 正

ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100 キロ
地帯	メートルまで
料金	円 <u>1,700</u>

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

	設備定員8人
1室当りの料金	円 <u>33,600</u>

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ及びニ以外の特別車両料金(B)

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(中略)

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由

現 行

席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

(中略)

(ロ) 土曜日、日曜日、祝日法に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合

a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	51キロ メートル以上
料金	円 580	円 800

b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	51キロ メートル以上
料金	円 840	円 1,060

改 正

席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

(中略)

(ロ) 土曜日、日曜日、祝日法に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合

a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	51キロ メートル以上
料金	円 580	円 800

b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	51キロ メートル以上
料金	円 840	円 1,060

ニ 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に

現 行

(中略)

(大人座席指定料金)

第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第 2 号から第 5 号以外の大人座席指定料金

(中略)

(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。

ロ 「SL 銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両又は「B. B. BASE」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840 円とする。

ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

530 円とする。

(以下略)

別表第 1 号の 6

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

改 正

対して発売する特別車両料金(B)

<u>営業キロ</u>	<u>150 キロ</u>	<u>151 キロ</u>
<u>地帯</u>	<u>メートルまで</u>	<u>メートル以上</u>
<u>料金</u>	<u>円</u> <u>2,000</u>	<u>円</u> <u>3,000</u>

(中略)

(大人座席指定料金)

第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第 2 号から第 5 号以外の大人座席指定料金

(中略)

(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。

ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu\*Kura」車両、「おいこっと」車両若しくは「リゾートビューふるさと」車両により運転する列車又は客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840 円とする。

削る

(以下略)

別表第 1 号の 6

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

現 行			改 正				
列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）		列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）			
はやぶさ号	東京	盛岡	はやぶさ号	東京	盛岡		
		新青森			新青森		
		新函館北斗			新函館北斗		
かがやき号	東京	金沢	かがやき号	東京	金沢		
<p>(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。</p>			<p>(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。</p>				
(以下略)			<p><u>別表第1号の7</u>  <u>九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>列車名</u></td> <td><u>ゆふいの森、あそぼーい!、ふたつ星 4047、かわせみ やませみ、A列車で行こう、指宿のたまて箱、海幸山幸、いさぶろう・しんぺい</u></td> </tr> </table>			<u>列車名</u>	<u>ゆふいの森、あそぼーい!、ふたつ星 4047、かわせみ やませみ、A列車で行こう、指宿のたまて箱、海幸山幸、いさぶろう・しんぺい</u>
<u>列車名</u>	<u>ゆふいの森、あそぼーい!、ふたつ星 4047、かわせみ やませみ、A列車で行こう、指宿のたまて箱、海幸山幸、いさぶろう・しんぺい</u>						

附則

この通達は、令和5年10月1日乗車となるものから施行する。